

# 4月1日開設 利用団体登録説明会にご参加を 新宿NPO協働推進センター

地域を支える社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点として、区では4月1日、新宿NPO協働推進センターを開設します。施設は、社会貢献活動のための利用に限りです。

施設の利用や団体登録について、説明会を開催します。説明会では、団体登録の申請も受け付けます。  
【問合せ】地域調整課管理係(本庁舎1階) ☎(5273)3872・☎(3209)7455へ。

## 施設の概要

【所在地】高田馬場4-36-12(西戸山第二中学校跡施設を活用)

【利用施設】会議室5室、多目的室(屋内運動場)2室、多目的グラウンド

【利用時間】▼会議室：午前9時～午後9時45分、▼多目的室：午前9時～午後9時、▼多目的グラウンド：日曜日・祝日等の午前9時～午後5時15分(6月～8月は午後6時まで)

【休館日】毎月第2火曜日と年末年始

【運営】新宿NPOネットワーク協議会(指定管理者)ワーク協議会

## 利用団体登録

【日時】2月20日(水)午後6時30分から、21日(木)午前9時30分から(2回とも同じ内容)

【会場】区役所第2分庁舎分館1階会議室(新宿5-18-21)

【内容】施設の概要、利用料金、団体登録申請の説明(質疑応答を含め1時間程度)

【申込み】電話で地域調整課管理係へ。各日先着45名。

※説明会終了後に団体登録申請を受け付けます。ご希望の団体は、必要書類(下記)をお持ちください。

※当日は、利用申し込みは受け付けません。

## 団体登録

次のすべてに該当する団体は、「登録団体」として優先して施設の利用予約ができます。また、利用料金の半額を免除します。

### 登録団体の要件

- ▼区内に活動拠点がある5名以上の団体で、区内で社会貢献活動(営利を目的とせず不特定かつ多数の方の利益の増進に寄与することが目的の自発的活動)を行う
- ▼当該団体が定める規約に基づき運営・活動を行っている
- ▼特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当する

※登録団体でも、社会貢献活動以外の目的では使用できません。

※同好会や会員互助などの共益的活動を行う団体や、趣味・サークル活動を行う団体は登録できません。

※A会議室(一部除く)：原則として利用日の属する四半期の4か月前の第4土曜日(例/7月～9月利用分は、3月の第4土曜日)から、B多目的室・多目的グラウンド：利用日の属する月の7か月前の第4土曜日から申請できます。

## 登録に必要な書類

- ▼①団体登録申請書
- ▼②団体の会則・定款等
- ▼③会員または役員の名簿
- ▼④確認書(特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当することを確認する書面)
- ▼⑤ちらし・パンフレット等活動内容が分かるもの
- ▼⑥代表者または連絡責任者の身分証明書等
- ※①④の様式は、新宿区ホームページから取り出せます。

※新宿区に登録しているNPO法人は、②③⑥の代わりに区登録NPO法人の登録申請結果通知書(写し)を提出してください。

★利用団体登録説明会に参加しない団体でも、地域調整課管理係で2月22日(金)から順次、団体登録を受け付けます。

## 団体の利用の申し込み

区外に拠点がある団体、または登録団体ではない社会貢献活動団体も、社会貢献活動が目的であれば利用できます。趣味・サークル活動では利用できません。要件等詳しくは、お問い合わせください。



鶴巻小学校での防災訓練

## 自助・共助・公助で防災対策 シリーズ 首都直下地震に備えて⑩ 被害を最小限にするために

「自助・共助・公助」の視点から区の防災対策をお知らせしてきたこのシリーズは、今回で最終回です。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

### 災害対策推進条例の制定に向けて

区では、首都直下地震への対策を強力に進めるため、「新宿区災害対策推進条例」(25年4月1日施行予定)を平成25年第1

### 自助・共助・公助が1割 共助が2割・公助が7割

区では、防災センター・防災活動拠点・避難所・医療救護所・防災無線等の整備をはじめ、物資の備蓄や街頭消火器の配備、防災訓練の実施、建物の耐震化・家具転倒防止対策への補助など、さまざまな対策に取り組んでいます。

自助・共助・公助の理念に基づき災害対策を進めていく基本方針や、災害予防・応急対策・復興対策など具体的な災害対策に関する事項を定めるとも

自助・共助・公助の理念に基づき災害対策を進めていく基本方針や、災害予防・応急対策・復興対策など具体的な災害対策に関する事項を定めるとも

## 登録に必要な書類

- ▼①団体登録申請書
- ▼②団体の会則・定款等
- ▼③会員または役員の名簿
- ▼④確認書(特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当することを確認する書面)
- ▼⑤ちらし・パンフレット等活動内容が分かるもの
- ▼⑥代表者または連絡責任者の身分証明書等
- ※①④の様式は、新宿区ホームページから取り出せます。

※新宿区に登録しているNPO法人は、②③⑥の代わりに区登録NPO法人の登録申請結果通知書(写し)を提出してください。

★利用団体登録説明会に参加しない団体でも、地域調整課管理係で2月22日(金)から順次、団体登録を受け付けます。

## 団体の利用の申し込み

区外に拠点がある団体、または登録団体ではない社会貢献活動団体も、社会貢献活動が目的であれば利用できます。趣味・サークル活動では利用できません。要件等詳しくは、お問い合わせください。

## 新宿駅周辺防災対策協議会訓練を 東口・西口で実施



人間と同じ重さの人形を協力して搬送

人口や商業・業務機能が集中する新宿駅周辺地域の災害時の混乱防止と被害軽減に向けて、事業者・商店街振興組合・鉄道・ライフライン関係・防災関係機関・区等で構成する「新宿駅周辺防災対策協議会」は、1月17日に防災訓練を実施しました。

今回の訓練は、東口・西口で、地域連携による情報収集・伝達や医療救護等の「自助」「共助」を基本とする実践的な訓練が中心。

東口地域では、区役所第1分庁舎に開設した東口現地本部から東京都健康プラザハイジア(歌舞伎町2-44-1)まで、負傷者搬送訓練(写真左)等を実施していきます。

また、被害情報等を区役所・区立防災センター・千代田区間等とFWA無線ネットワークと端末間を無線で結び通信システムにより共有する通信訓練を実施しました。

区では、今後さまざまな想定の下、訓練を実施していきます。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592へ。

古紙配合率70%白色度70%再生紙を使用しています。

## 森林保全によるCO<sub>2</sub>削減の仕組みを継続 伊那市との地球環境保全協定を更新

区では、昭和61年に旧高遠町(現在の長野県伊那市)と友好都市提携を結んで以来、さまざまな交流を重ねています。

平成20年には、「森林保全による地球環境保全のための協定」を締結。区が伊那市の森林を間伐・整備して森林を保全すること、増加したCO<sub>2</sub>吸収量を区内から排出

されるCO<sub>2</sub>と相殺する「カーボン・オフセット事業」に取り組みほか、同市の平地林に開設した「新宿の森」を活用して区民の皆さんの体験学習を実施するなど、地球温暖化防止のための相互連携を図ってきました。

2月2日にこの協定を更新する調印式を行い、今後継続して協力していくことを力強く宣言しました(写真右は白鳥孝・伊那市長)。

【問合せ】環境対策課環境計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3763へ。



戸山小学校から排出



迅速に連携を取り合い、傷病者に対応